

## 坂井地区訪問型サービスA従事者研修実施要領

平成30年 7月 6日

坂井地区広域連合

### 1 趣旨

坂井地区広域連合介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業緩和した基準によるサービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（以下「訪問基準要綱」という。）第5条第1項に規定する訪問型サービスAの従事者要件である「広域連合長が定める一定の研修」について、必要事項を定める。

### 2 実施主体

- (1) 坂井地区において訪問型サービスAを提供又は提供を予定する事業所を運営する事業者（複数の事業者による合同実施を可とする。）
- (2) 坂井地区広域連合

### 3 受講対象者

坂井地区において、訪問型サービスAを提供または提供を予定している事業所での勤務を予定する者

### 4 研修内容

- (1) 研修時間 14時間
- (2) 標準カリキュラム

講座名	内容	標準時間
1 介護保険制度と介護予防・日常生活支援総合事業	① 介護保険制度について ② 介護予防・日常生活支援総合事業について	1時間
2 高齢者の特徴と対応	① 高齢者の心身の状況や疾病 ② 栄養・医学等の関連する基礎知識 ③ 高齢者の家族の理解と支援	2時間
3 認知症の理解等	① 認知症について	1.5時間
4 コミュニケーションの基本	① コミュニケーションの方法、訪問時のマナー	1.5時間
5 高齢者の生活支援と自立支援	① 高齢者の尊厳の保持と自立支援 ② 生活援助の範囲 ③ 生活援助に関する基礎知識・技術 ④ 記録と報告	3時間

6 個人情報と金銭の取扱い	① 個人情報の保護 ② 金銭の取扱いとトラブル回避	0.5 時間
7 リスクマネジメントと緊急時の対応	① 感染予防・転倒予防 ② 事故・病気時等の緊急時対応	1 時間
8 超高齢社会の現状と高齢者を取り巻く実態	① 高齢者をめぐる現状 ② 介護保険事業計画について ・地域包括ケア体制について ・地域づくり・支え合いについて	0.5 時間
9 現場実習	研修受講者の実務研修（雇用事業所で実施）	3 時間以上

### （3）各講座のねらい

#### 1 介護保険制度と介護予防・日常生活支援総合事業

介護に従事する者として知っておくべき介護保険制度の概要を当広域連合で作成した「介護保険ガイドブック」等を活用し理解を図る。

#### 2 高齢者の特徴と対応

従事者が利用者である高齢者とのコミュニケーションを円滑に図るとともに、高齢者の心身の変化を見逃すことがないように、老化により生じる高齢者の心や体の変化についての理解を図る。

#### 3 認知症の理解等

訪問型サービスAは認知症高齢者を対象としていないが、利用者に認知症の症状を発見したときには訪問事業責任者等に伝えることができるよう、認知症についてその症状や接し方など基本的事項の理解を図る。

#### 4 コミュニケーションの基本

高齢者宅を訪問する介護に従事する者として、利用者の信頼感を損なうことがないように、身だしなみや清潔・衛生の確保、利用者との接し方などの基本的な心得及び人権の尊重や守秘義務など介護従事者としての職業倫理に関する理解を図る。

#### 5 高齢者の生活支援と自立支援

全てをお世話するのではなく、高齢者ができる限り自分でできることは自分ですることがその人らしいよりよい生活につながる「自立支援」の考え方の理解を図る。また、生活援助に関する具体的な知識や技術、他の従業者や責任者等と情報を共有するために必要な記録や報告の方法について演習等を交え理解を図る。特に訪問型サービスAは身体介護を一切要しない利用者に対する訪問サービスであり、従業者には身体介護と生活援助の別（「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分について（老計第10号）」参照）と本サービスでは身体介護を行わないことを明確に指導する。なお、介護予防・日常生活支援事業は、被保険者が納付した保険料や公費を財源とする公的サービスであり、単なる家事サービスではない。このため、訪問型サービスAとして実施できる生活援助の内容は原則として介護保険給付の対象となる訪問介護と同様であり、利用者以外の家族

に係る洗濯、調理、来客への応接等、利用者への生活援助の範囲を超える行為を行うことができない等、行うことができる行為と行うことができない行為の区別を明確に指導する。

#### 6 個人情報と金銭の取扱い

特に大きなトラブルにつながりやすい個人情報や金銭の取扱いについてのルールの徹底や基本となる職業倫理について指導する。

#### 7 リスクマネジメントと緊急時の対応

感染症や転倒などの事故につながりやすい状況など、支援の際に注意を払うべきことについて具体的な事例をあげながら指導する。また、有資格者ではない従事者が高齢者宅を訪問する場合、緊急時の対応について自身では判断ができないケースが生じる可能性がある。このような場合に備え、緊急事態が発生した場合に、どのように事業所職員と連絡を取り対応の指示を仰ぐか等の指導を行う。

#### 8 超高齢社会の現状と高齢者を取り巻く実態

日本の超高齢社会の現状や地域包括ケアシステムの内容等についての理解を図る。また、将来に向けて高齢者を含めた住民同士の助け合いが重要になってきていることの理解を図る。

#### 9 現場実習

訪問介護員が行う生活援助の見学及び訪問介護員の同行により生活援助の実施を行う。現場実習の終了後、同行した訪問介護員から助言等を行うものとする。なお、現場実習の実施にあたっては、事前に利用者（またはその家族）からの了承を得ること。

#### (4) 講師

講師は、業務経験のある介護福祉士等とする。

#### (5) テキスト・資料

テキスト等は、市販の介護職員初任者研修テキストなど標準カリキュラムの内容を満たしていると坂井地区広域連合が認めたものを利用することとする。

### 5 研修実施までの手順

#### (1) 研修計画の事前承認

研修の実施主体となる事業者等が事前に研修カリキュラム、研修時間、利用する教材、講師、対象者等について坂井地区訪問型サービスA従事者研修計画承認申請書（別記様式1）を坂井地区広域連合に提出する。坂井地区広域連合は、申請内容が本要領の基準を満たしていることを確認した場合には、坂井地区訪問型サービスA従事者研修計画承認書（別記様式2）を申請事業者等に送付する。

#### (2) 研修の実施

申請事業者において研修を実施する。研修終了後、研修受講者に受講証明書（別記様式3）を交付する。

(3) 研修の実施報告

研修終了後に事業者から坂井地区広域連合に坂井地区訪問型サービスA従事者研修実施報告書（別記様式4）、受講者名簿及び受講証明書の写しを提出する。

**6 その他**

(1) 研修を実施した事業者は、当該研修に関する記録を研修実施日から5年間保存するものとする。

附 則

この要領は、平成30年7月6日から施行する。